

持続化給付金の申請が開始されます。 申請方法や必要書類をご確認ください！

新型コロナウイルスの感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対する給付金です。

給付対象者

売上が前年同月比で 50%以上減少している者
(2019 年に創業した方など特例がある場合もあり)

給付額

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月)
(引)

※法人は 200 万円、個人事業者等は 100 万円を上限

申請方法 (持続化給付金の申請用 HP からの電子申請)

- ① 持続化給付金ホームページへアクセス
- ② 申請ボタンを押して、メールアドレスなどを入力 (仮登録)
- ③ 入力したメールアドレスにメールの到着を確認して本登録
- ④ ID・パスワードを入力した後、「マイページ」に必要事項入力
- ⑤ 必要書類を添付 (スマホなどの写真画像でも可)
 - ・2019 年 (法人は前事業年度) 確定申告書類の控え
 - ・売上減少となった月の売上台帳の写し
 - ・通帳写し
 - ・身分証明書写し (個人事業者)

※申請後、2 週間程度でご登録の口座に給付を想定

申請期間

令和 3 年 1 月 15 日まで (担当：経営指導員)

※申請方法等詳細はお問い合わせください。

★持続化補助金を装った詐欺には、ご注意ください。

補助金にも「新型コロナ特別枠」設置 (ものづくり補助金、持続化補助金、IT 導入補助金)

新型コロナウイルス感染症の影響により、「通常型」とは別に「特別枠※」の補助金が設けられます。

【特別枠申請要件】

- 補助対象経費の 1/6 以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること
- ・サプライチェーン (製品供給) 維持への対応
 - ・非対面型ビジネスモデルへの転換
 - ・テレワーク環境の整備

【持続化補助金】

	補助上限	補助率	締切
特別枠	100 万円	2/3	5 月 15 日(金)必着
通常枠	50 万円	2/3	2 次締切 6 月 5 日(金)当日消印有効

【ものづくり補助金】

	補助上限	補助率	締切
特別枠	1,000 万円	2/3	5 月 20 日(水)
通常枠	1,000 万円	中小企業 1/2 小規模事業者 2/3	2 次締切 5 月 20 日(水)

【IT 導入補助金】

	補助上限	補助率	締切
特別枠	30 万円～450 万円	2/3	5 月中予定
通常枠	30 万円～450 万円	1/2	5 月中予定

(担当：経営指導員)

休業・時間短縮要請に対する支援金

兵庫県・市町協調「休業要請事業者経営継続支援事業」

国の「持続化給付金」に加えて、県・市町協調による支援金の申請が始まりました。

【受給要件】

- ① 県内の中小法人及び個人事業主で R2.3.1 以前に創業
- ② R2 年 4 月または 5 月売上が前年同月費 50%以上減少
- ③ 県の休業要請等に応じて期間中継続して休業していること

【支給額】

商業施設 (生活必需物資・サービス以外)、学習塾等 (床面積による)	中小法人…30～100 万 個人事業主…15～50 万
ホテル・旅館・飲食店等 (使用目的・営業時間による)	中小法人…10～30 万 個人事業主…5～15 万

【受付期間】 4/28(火)～6/30(火) (予定)

※条件によって給付額が変わります。申請方法等詳細はお問い合わせください。 (担当：経営指導員)

兵庫県が最新支援策を発表

～事業継続に困っている事業者への支援～

がんばるお店お宿応援事業

売上が減少している飲食店、宿泊施設、小売店等によるテイクアウトや新商品開発などの新たな事業展開を促進。

【申請者】 県内の事業者で新たな事業展開に取り組む者

【支援事業例】 テイクアウト・デリバリーへの参入
地元食品を使った新商品開発 等

【補助率】 定額補助 (上限 10 万円)

地域企業再起・躍進支援事業

地域の基幹的リーディング企業による新たな事業展開を支援。

【申請者】 中小企業、小規模事業者

【支援事業例】 産地企業による新商品開発、飲食店・旅館等の予約システムの導入、在庫管理システムの導入、海外進出に向けた基礎調査等

【補助率】定額補助 (100 万円～500 万円)

※詳細は後日のお知らせとなります。(担当：経営指導員)

みみより Information

新型コロナウイルス関連特別号

発行：多可町商工会

実質無利子の融資制度が増えました！

日本政策金融公庫

最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同期と比較して5%以上減少し、以下①～③の場合、実質無利子となる。

- ①個人事業主：要件なし
 - ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
 - ③中小企業者（上記①②を除く）：売上高▲20%減少
- 【利子補給期間】当初3年間

民間金融機関（都道府県等の制度融資を活用した融資）

- ①個人事業主
売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料・金利ゼロ
 - ②小・中規模事業者
売上高等前年同月比▲5%以上減少で保証料1/2
売上高等前年同月比▲15%以上減少で保証料・金利ゼロ
- 【利子補給期間】当初3年間

(担当：経営指導員)

小規模企業共済制度の緊急経営安定貸付
貸付利率無利子化、据置期間設定、償還期間延長

最近1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の契約者の方に無利子で貸付けが可能となります。

【貸付限度額】：2,000万円（納付掛金総額の7～9割内）

【貸付利率】：無利子

【償還期間】：貸付金額500万円以下の場合は4年、貸付金額が505万円以上の場合は6年（いずれも据置期間1年を含む。）

【償還方法】：6か月ごとの元金均等割賦償還

【担保、保証人】：不要 (担当：松本)

納税が困難な方へ

税務署に申請することにより納税が猶予されます

国税を一時に納付することができない場合、要件を満たせば、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。

- ①納税によって事業継続、生活維持が困難になる
 - ②納税について誠実な意思がある
 - ③納期限から6ヶ月以内に申請がある
 - ④猶予を受けたい国税以外の国税に滞納がない
- ※猶予が認められると、原則1年間猶予され、猶予中は延滞税が軽減され、財産の差押え等が軽減される。

国税庁

検索

(担当：金高)

雇用調整助成金が拡充・緩和されます。

令和2年4月1日以降に拡大されている特例措置の内容は以下のとおりです。

- ①休業手当に対する助成率を引き上げ（中小企業4/5）
 - ②解雇等行わない場合、助成率上乘せ（中小企業9/10）
 - ③教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ
 - ④継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も対象
 - ⑤1年間に100日の支給限度日数とは別枠で利用可能
 - ⑥雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象
 - ⑦生産指標の要件を緩和
 - ⑧休業規模の要件を緩和
 - ⑨事後提出を可能とし提出期間を令和2年6月30日まで延長
 - ⑩短時間一斉休業の要件を緩和
 - ⑪残業相殺制度を当面停止
 - ⑫申請書類の大幅な簡素化
- ※5月上旬から休業手当の助成率を特例的に10/10となる予定です。

※雇用調整助成金については商工会の「働き方改革個別相談会」でも相談できます。 (担当：宮内・松本)

休日もコロナ関連相談をお受けします

国の施策の決定を受け、より多くの相談に即座に対応するため、以下の休日にも開所いたします。

【実施日】5月2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)

【開所時間】8時30分～17時30分

経済産業省等の最新の施策はHPをご覧ください。

<https://www.meti.go.jp/index.html>

厚生労働省の最新の施策はHPをご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>

商工会 Facebook に新型コロナウイルス関係の情報や取組について掲載しています。

<https://www.facebook.com/takachoshokokai/>

商工会は町内でのお買物を推奨しています。

各種お問合せ

〒679-1134 多可郡多可町中区茂利20

TEL：0795-32-2161 FAX：0795-32-1699

E-mail：shokokai@taka-cho.jp

【事務局長】後藤

【経営支援課】本庄・宮内・横畑・松本・杉本

【業務推進課】松田・金高・西尾・石塚・吉田